

第四十三回国会 衆議院 内閣委員會議録 第四号

昭和三十八年二月二十八日(木曜日)

午前十時四十六分開議

出席委員

- 委員長 永山 忠則君
- 理事岡崎 英城君 理事藤原 節夫君
- 理事宮澤 胤男君 理事石橋 政嗣君
- 理事石山 權作君 理事山内 広君
- 内海 安吉君 小笠 公韶君
- 草野 一郎君 笹本 一雄君
- 辻 寛一君 久保田鶴松君
- 田口 誠治君 受田 新吉君

出席國務大臣

- 法務大臣 中垣 國男君
- 農林大臣 重政 誠之君
- 通商産業大臣 福田 一君
- 運輸大臣 綾部健太郎君
- 國務大臣 志賀健次郎君

出席政府委員

- 總理府總務長官 徳安 實藏君
- 防衛庁参事官 麻生 茂君
- 防衛庁参事官 上田 克郎君
- (経理局長)
- 防衛庁事務官 大浜 用正君
- (防衛施設庁総務部會計課長)
- 大蔵政務次官 原田 憲君
- 農林政務次官 津島 文治君
- 建設政務次官 松澤 雄藏君

- 委員外の出席者
- 専門員 加藤 重喜君

二月二十七日

委員保科善四郎辞任につき、その補欠として江崎眞澄君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件

法務省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号)

運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)

通商産業省設置法及び中小企業庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一八号)

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出第三八号)

農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一七号)

恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一四号)

總理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第九六号)

大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第四三三号)

建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第六一七号)

昭和三十八年度防衛庁関係予算について説明聴取

○永山委員長 これより會議を開きます。

農林省設置法の一部を改正する法律案、通商産業省設置法及び中小企業庁設置法の一部を改正する法律案、運輸省設置法の一部を改正する法律案、法務省設置法等の一部を改正する法律案、大蔵省設置法の一部を改正する法律案、建設省設置法及び自衛隊法の法律案、防衛庁設置法及び自衛隊法等の一部を改正する法律案、總理府設置法等の一部を改正する法律案、恩給法等の一部を改正する法律案、以上の九法案を一括議題といたします。

農林省設置法の一部を改正する法律案

農林省設置法の一部を改正する法律案(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

農林省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第十七条中「食糧研究所」を「食糧研究所」に改める。

第十八条の六中第四項を第五項とし、第二項及び第三項を一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定するものほか、農林大臣は、農業土木試験場に、その施設の効率的な利用を図るため、水産土木に関する技術上の試験研究、調査、分析、鑑定及び講習を行なわせることができる。

第二十二條の三の次に次の一條を加える。

(植物ウイルス研究所)

第二十二條の四 植物ウイルス研究所は、植物に関するウイルス及び植物のウイルス病に関する基礎的調査研究並びにこれに関連する分析、鑑定及び講習を行なう機関とする。

2 植物ウイルス研究所は、千葉県に置く。

3 植物ウイルス研究所の内部組織については、農林省令で定める。

第二十五條第一項中「油脂の検査」の下に「輸入に係る農林畜水産物、飲食料品及び油脂の依頼による検査を含む。」を加え、同条第二項の表中「門司市」を「北九州市」に改める。

第二十七條第二項の表中「門司市」を「北九州市」に改める。

第三十四條第一項の表中農山漁村振興対策中央審議會の部を削る。

第四十八條第三号の二及び第三号の三を削る。

第四十九條第二号中「加工等」を「及び保管」に改め、同条第三号中「並びに輸入飼料たる麦類の売渡」を削り、同号を同条第六号とし、同条第二号の次に次の三号を加える。

三 主要食糧の輸出入の調整を行うこと。

四 主要食糧の輸出入の許可等に關すること。

五 輸入飼料の買入及び売渡を行うこと。

第五十條第一号中「主要食糧」を削り、同条第二号を削り、第三号を第二号とし、同条第四号中「飲食料品」を「主要食糧の加工並びに飲食料品」に改め、同号を同条第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 農産物等及びてん菜糖の買入及び売渡に關すること。

第五十條第五号を削り、同条第六号中「(第四十八條第三号の三に掲げる事務を除く。)」を削り、同号を同条第五号とする。

号とする。

第八十一条中「日光養魚場」を削る。

第八十三條を次のように改める。

第八十三條 削除

第九十一条第一項の表を次のように改める。

| 区分 | 定数 |
|-----|---------|
| 本省 | 三〇、二七二人 |
| 食糧庁 | 二八、九四〇人 |
| 林野庁 | 一、〇七九人 |
| 水産庁 | 一、八〇三人 |
| 合計 | 六二、〇九四人 |

附則

1 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。ただし、第二十五條第二項及び第二十七條第二項の改正規定は公布の日から、第十七條の改正規定及び第二十二條の三の次に一條を加える改正規定は同年七月一日から、第十八條の六の改正規定は同年十月一日から施行する。

2 農林省の本省、食糧庁及び水産庁の定員は、改正後の第九十一条第一項の規定にかかわらず、これらの機関ごとに、次の表の中欄に掲げる期間内は、同項に規定する当該機関の定員にそれぞれ同表の下欄に掲げる員数を加えた員数とする。

| 本省 | 食糧庁 |
|-----------------------|---|
| 昭和三十八年七月一日から同年九月三十日まで | 昭和三十八年四月一日から農林省設置法の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第一号)附則第一項ただし書に規定する政令で定める日の前日まで |
| 二八人 | 一五人 |
| 二〇人 | |

水産庁

昭和三十八年四月一日から農林省設置法の一部を改正する法律附則第一項ただし書に規定する政令で定める日の前日まで
農林省設置法の一部を改正する法律附則第一項ただし書に規定する政令で定める日から昭和三十八年六月三十日まで
昭和三十八年七月一日から同年九月三十日まで

六人
一人
二人

3 農林省設置法の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。
附則第二項を削り、附則第三項を附則第二項とし、附則第四項を附則第三項とする。

理由

植物に関するウイルスの基礎的調査研究を促進するため農林省の附属機関として植物ウイルス研究所を新設するとともに、食糧庁の所管行政の実施の円滑化を図るため同庁の内部部局の所掌事務を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

通商産業省設置法及び中小企業庁設置法の一部を改正する法律案

通商産業省設置法及び中小企業庁設置法の一部を改正する法律

第一条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第二十四号の二を削り、第二十四号の三を第二十四号の二とする。

第七条第一項第五号中「(輸出保険特別会計、特定物資納付金処理特別会計、機械類賦払信用保険特別会計及びアルコール専売事業特別会計に関するものを除く。)」を削り、同項第六号中「(輸出保険特別会計、特定物資納付金

処理特別会計、機械類賦払信用保険特別会計及びアルコール専売事業特別会計に属するものを除く。)」を削り、同号の次に次の一号を加える。

六の二 国際連合児童基金に供与すべき物資及び役務の調達並びに国際連合児童基金の委託に基づき物資及び役務の調達を行なうこと。

第八条第一項中第十四号及び第十五号を次のように改める。

十四 条約に基づいて日本国に駐留する外国軍隊、日本国に在留する外国人等に対する物資の供給及び役務の提供に関する事務を総括すること(防衛施設庁の所掌に係るものを除く。)

十五 通商産業省の所掌に係る事業に関する賠償に関すること。

第八条第二項中「第十三号の二」を「第十四号」に改め、同条第三項中「及び第十号の二」を「第十号の二及び第十五号」に改める。

第九条中第十二号から第十五号までを削り、第十一号の二、第十一号の三及び第十一号の四をそれぞれ第十二号、第十三号及び第十四号とし、同条に次の二号を加える。

十五 通商産業省の所掌に係る事業の工場排水の規制に関すること。
十六 ばい煙の排出の規制その他の産業公害の防止に関すること。
(前号に掲げるもの及び他の内部

部局の所掌に係るものを除く。)
第十八条の次に次の二条を加える。
(臨時石炭対策本部)

第十八条の二 本省に附属機関として、臨時石炭対策本部を置く。

第十八条の三 臨時石炭対策本部は、九州地方の産炭地域において生ずる石炭問題に関する対策の迅速かつ適確な実施を推進する機関とする。

2 臨時石炭対策本部は、福岡市に置く。

3 臨時石炭対策本部の内部組織は通商産業省令で定める。

第十九条中「前条」を「前四条」に改める。

第二十五条第一項の表中「化学工業生産技術審議会」

化学工業における生産技術の向上及び製品の品質の改善に関する事項を調査審議すること。

軽工業生産技術審議会 化学工業、雑貨工業及び土木建築材料工業における生産技術の向上及び製品の品質の改善に関する事項を調査審議すること。

産炭地域振興審議会 石炭産出地域の振興に関する重要事項を調査審議すること。

産炭地域振興審議会 産炭地域の振興に関する重要事項を調査審議すること。

要事項を調査審議すること。
速かつ適確な実施に関し関係機関と連絡を要する事項につき審議すること。

に改める。

第三十二条第二項第三項とし、同条第一項中「福岡通商産業局に鉱山保安

監督局を、その他の」を「福岡通商産業局以外の」に改め、同項を第二項とし、同条に第一項として次のように加える。

本省に、地方支分部局として、鉱山保安監督局及び鉱山保安監督部を置く。

第三十三条中「鉱山保安監督局及び」を削り、同条第二項とし、同条に第一項として次のように加える。

鉱山保安監督局の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

第三十二条第二項第三項とし、同条第一項中「福岡通商産業局に鉱山保安

監督局を、その他の」を「福岡通商産業局以外の」に改め、同項を第二項とし、同条に第一項として次のように加える。

本省に、地方支分部局として、鉱山保安監督局及び鉱山保安監督部を置く。

第三十三条中「鉱山保安監督局及び」を削り、同条第二項とし、同条に第一項として次のように加える。

鉱山保安監督局の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

第三十二条第二項第三項とし、同条第一項中「福岡通商産業局に鉱山保安

監督局を、その他の」を「福岡通商産業局以外の」に改め、同項を第二項とし、同条に第一項として次のように加える。

本省に、地方支分部局として、鉱山保安監督局及び鉱山保安監督部を置く。

第三十三条中「鉱山保安監督局及び」を削り、同条第二項とし、同条に第一項として次のように加える。

鉱山保安監督局の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

| 名 称 | 位 置 | 管 轄 区 域 |
|-----------|-----|------------------------------|
| 札幌鉱山保安監督局 | 札幌市 | 北海道 |
| 福岡鉱山保安監督局 | 福岡市 | 福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県 |

第三十二条第二項第三項とし、同条第一項中「福岡通商産業局に鉱山保安

監督局を、その他の」を「福岡通商産業局以外の」に改め、同項を第二項とし、同条に第一項として次のように加える。

本省に、地方支分部局として、鉱山保安監督局及び鉱山保安監督部を置く。

第三十三条中「鉱山保安監督局及び」を削り、同条第二項とし、同条に第一項として次のように加える。

鉱山保安監督局の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

第三十二条第二項第三項とし、同条第一項中「福岡通商産業局に鉱山保安

監督局を、その他の」を「福岡通商産業局以外の」に改め、同項を第二項とし、同条に第一項として次のように加える。

本省に、地方支分部局として、鉱山保安監督局及び鉱山保安監督部を置く。

第三十三条中「鉱山保安監督局及び」を削り、同条第二項とし、同条に第一項として次のように加える。

鉱山保安監督局の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

附則第四項中、「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和三十九年三月三十一日」まで、石炭対策連絡協議会は昭和四十年三月三十一日に改める。

附則に次の一項を加える。

5 臨時石炭対策本部は、昭和四十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

第二条 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。(次長)

第二条の二 中小企業庁に次長一人を置く。

次長は、長官を助け、庁務を整理する。

第四条第一項中「振興部」を「計画部」に改め、同条第二項中「事務を掌る」を「事務、前条第一項第一号及び第三号並びに同条第二項から第四項までに規定する事務並びに同条第一項第八号に

定する事務並びに同条第一項第八号に

定する事務並びに同条第一項第八号に

定する事務並びに同条第一項第八号に

定する事務並びに同条第一項第八号に

定する事務並びに同条第一項第八号に

定する事務並びに同条第一項第八号に

定する事務並びに同条第一項第八号に

定する事務並びに同条第一項第八号に

定する事務並びに同条第一項第八号に

規定する事務のうち計画部の所掌に属するもの以外をつかさどる」に改め、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3 計画部においては、前条第一項第四号から第五号の三まで及び第七号の三並びに同条第五項から第八項まで

に規定する事務、同条第一項第二号に規定する事務のうち団体協約に

関すること、同項第二号の二に規定する事務のうち安定事業及び合理化

事業に關すること並びに同項第八号に規定する事務のうち金融制度及び

税制に關することをつかさどる。

4 指導部においては、前条第一項第二号の三、第六号から第七号の二ま

で、第七号の四及び第九号並びに同条第九項に規定する事務並びに同条

第一項第二号及び第二号の二に規定する事務のうち計画部の所掌に属す

るもの以外をつかさどる。

附則

1 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。ただし、第一条中

第五十条第一項の改正規定中小企業

業庁に係る部分及び第二条の規定は、昭和三十八年七月一日から施行

する。

理由

機関として臨時石炭対策本部及び石炭対策連絡協議会を、中小企業庁に次長一人を設置し、鉱山保安監督局に鉱山保安監督署を設置することができるものとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

運輸省設置法の一部を改正する法律案

運輸省設置法の一部を改正する法律案

運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正

する。

目次中「船員労働委員会及び捕獲審査

再審査委員会(第五十七号、第五十七

条の二)を「船員労働委員会(第五十七

条)に改める。

第十九条中第四項を第五項とし、第

三項を第四項とし、第二項を第三項と

し、第一項の次に次の一項を加える。

2 大臣官房に、統計調査部を置く。

第二十二條第六号の二を次のように

改める。

六の二 運輸省の所掌事務に關する統

計の総合調整並びにこれらの統計の企画、普及、資料の収集、保管、製表、解析及び編集(他の所掌に属するものを除く)に關すること。

第二十二條第十六号の五の次に次の

一号を加える。

十六の六 運輸省の所掌事務に係る都

市交通に關する基本的な計画に關する

基本的な計画に關すること。

第二十二條に次の一項を加える。

2 統計調査部においては、前項第五

号から第六号の二までに掲げる事務

をつかさどる。

第二十三條第二項に次の一号を加え

る。

五 捕獲審査所の検定の再審査に關

すること。

第二十七條第一項第十七号を削り、

同条第三項中「及び第十七号」を削る。

第二十九條中「運輸技術研究所」を「船舶技術研究所」に改める。

第三十條(見出しを含む)中「運輸技

術研究所」を「船舶技術研究所」に改め、

同条第一項中「左に」を「第一号に」に改

め、「研究」の下に「並びに第二号から

第五号までに掲げる事項に關する試験

及び調査」を加え、第四号を第五号と

し、第三号を第四号とし、第二号を第

三号とし、第一号の次に次の一号を加

える。

二 電子航法に關すること。

第三十條第二項中「各号」を「第一号」

に改め、「研究」の下に「並びに同項第

二号から第五号までに掲げる事項に關

する試験及び調査」を加え、同条第三

項中「八幡市」を「北九州市」に改め、同

条第四項中「三人」を「一人」に改める、同条第三十七條第二項の表門司海員学校の項中「門司市」を「北九州市」に改める。

第五十條の二第二項を削り、同条第

三項中「、第四十八條第二項、第四十

九條及び前条」を「及び第四十八條から

前条まで」に改め、同項を同条第二項

とする。

第五十六條中「捕獲審査再審査委員

会」を削る。

「第一節 船員労働委員会及び捕獲

審査再審査委員会」を「第一節 船員労働

委員会」に改める。

第五十七條の二を削る。

第八十三條の表中「一四、七二一人」

を「一四、八五三人」に改め、捕獲審査

再審査委員会の項を削り、「一、一五

五人」を「一、一八七人」に、「三三五

人」を「三二、二九七人」に改める。

附則

1 この法律は、昭和三十八年四月一

日から施行する。ただし、第三十條

第三項の改正規定(八幡市)を「北九

州市」に改める部分に限る。並びに

第三十七條第二項及び第四十一條の

改正規定は、公布の日から施行し、

目次、第二十三條第二項、第五十六

條及び第三章第一節の節名の改正規

定、第五十七條の二を削る規定並び

に附則第三項に關する法律(昭和

二十七年法律第七十号)(第十七條の

規定を除く)が効力を失う日が昭和

三十八年四月二日以後となる場合に

は、その日から施行する。

法務省設置法等の一部を改正する法律

第一条 法務省設置法（昭和二十二年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

第十三条の十七の表中「四五、〇〇二人」を「四五、三一人」に、「一〇、八三六人」を「一〇、九〇一人」に、「一、八一四人」を「一、八一五人」に、「四六、八二六人」を「四七、一三六人」に改める。

別表三札幌法務局の項中「幌向村」を「南幌町」に、「穂別村」を「穂別町」に改める。

別表四小倉拘置所の項、小倉刑務所の項及び城野医療刑務所の項中「小倉市」を「北九州市」に改める。

別表五小倉少年鑑別所の項中「小倉市」を「北九州市」に改める。

別表十一下関入国管理事務所及び福岡入国管理事務所の項中「門司市」「小倉市」「戸畑市」「八幡市」「若松市」を「北九州市」に改める。

別表十二中「大阪入国管理事務所和歌山下津港出張所」を「和歌山市」を

大阪入国管理事務所和歌山下津港出張所

大阪入国管理事務所和歌山下津港出張所

和歌山市

和歌山県海草郡下津町

高松入国管理事務所新居浜港出張所の項の次に次の一項を加える。

高松入国管理事務所松山港出張所

松山市

同表広島入国管理事務所宇野港出張所の項の次に次の一項を加える。

広島入国管理事務所水島港出張所

倉敷市

同表下関入国管理事務所門司港出張所の項中「門司市」を「北九州市」に、同表下関入国管理事務所小倉港出張所の項中「小倉市」を「北九州市」に、同表下関入国管理事務所八幡港出張所の項中「八幡市」を「北九州市」に、同表下関入国管理事務所若松港出張所の項中「若松市」を「北九州市」に改め、同表鹿児島入国管理事務所名瀬港出張所の項の次に次の一項を加える。

鹿児島入国管理事務所和泊港出張所

鹿兒島県大島郡和泊町

鹿兒島県大島郡和泊町

第二条 法務省設置法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

附則中「一年」を「二年」に改める。

附則

この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。ただし、第一条中法務省設置法別表三から別表五までの改正規定、同法別表十一の改正規定及び同法別表十二の下関入国管理事務所の出張所に係る改正規定並びに第二条の規定は、公布の日から施行する。

理由

法務省における定員規模の適正化を図るため法務省の職員の定員を改正し、出入国管理行政を有効適切ならしめるため和歌山県海草郡下津町はか三箇所に入国管理事務所の出張所を置く等の必要がある。これが、この法律案

を提出する理由である。

大蔵省設置法の一部を改正する法律案

大蔵省設置法の一部を改正する法律

大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「会計事務職員研修所」を「会計事務職員研修所」に改める。

第十六条の四の次に次の一条を加える。

（関税中央分析所）

第十六条の五 関税中央分析所は、輸出入貨物に関し、高度の専門技術を要する分析を行なうとともに、分析に必要な試験、研究及び調査を行なう機関とする。

2 関税中央分析所は、横須賀市に置く。

3 関税中央分析所の組織は、大蔵省令で定める。

第十七条第一項の表中臨時しよう脳事業審議会の項を削る。

第二十四条の表門司税関の項中「門司市」を「北九州市」に改める。

第四十九条第一項の表中「一五、九一六人」を「一六、〇三七人」に、「六六、八六七人」を「六六、九八八人」に改める。

附則第四項を削る。

附則

1 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。ただし、大蔵省設置法第二十四条の改正規定は、公布の日から施行する。

最近における外国貿易の実情等にかえり、大蔵省の附属機関として、関税中央分析所を設けるとともに、同省の機構について所要の整備を行なう等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由

建設省設置法の一部を改正する法律案

建設省設置法の一部を改正する法律

建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第十四号中「海岸堤防」を「海岸」に、「助成」を「助成及び監督」に改める。

第四条第四項及び第七項中「及び地区」を「地区及び街区」に改める。

第六条中「建設研修所」を「建設大学校」に改める。

第九条の二（見出しを含む）中「建設研修所」を「建設大学校」に改め、同条第一項中「第一号の二」を「第一号の三」に改める。

第十二条各号を次のように改める。

一 国土計画及び立案のための業務

二 建設業者の登録に関すること。

三 建設業の発達及び改善の助長並びに建設業者の監督に関すること。

四 都市計画及び都市計画事業の決定の案の作成その他当該決定に関する事務に関すること。

五 都市計画事業その他都市施設に関する事業の実施、助成及び監督

六 土地地区画整理事業の実施、助成及び監督に関すること。

七 河川、水流及び水面の利用、改良、維持、修繕その他の管理の実施、助成及び監督に関すること。

八 砂防工事その他の砂防に関する管理の実施、助成及び監督に関すること。

九 地すべり防止工事その他の地すべりの防止及びばた山の崩壊防止に関する管理の実施、助成及び監督に関すること。

十 海岸保全施設に関する工事その他の海岸の保全に関する管理の実施、助成及び監督に関すること。

十一 洪水予報及び水防警報の実施並びに水防に関する助成及び監督に関すること。

十二 道路の新設、改良、維持、修繕その他の管理の実施、助成及び監督に関すること。

十三 河川、道路、砂防設備及び海岸の災害復旧事業の実施、助成及び監督に関すること。

十四 公営住宅及び共同施設の建設、補修、管理及び処分

十五 住宅地区改良事業並びに改良住宅の管理及び処分の助成及び監督に関すること。

十六 防災建築街区造成事業の助成及び監督に関すること。

十七 防災建築街区造成組合に関する事。

十八 市町村の区域ごとの公営住宅建設三箇年計画に関する事。

十九 建築主事の資格検定及び一級建築士試験の実施に関する事務に關すること。

二十 一級建築士の免許に關すること。

二十一 国費の支弁に屬する建築物の營繕及びその附帯施設の建設に關すること。

二十二 關係國家機關に対して官公庁施設の建設等に關する法律の施行に關して必要な報告又は資料の提出を求めると並びに國家機關の建築物及びその附帯施設の保全に關する實地についての指導に關すること。

二十三 水資源開發公団法第二十四條の規定による特定施設の操作に關する指針に關すること。

二十四 道路整備特別措置法に基づく工事の検査に關すること。

二十五 建設工用機械の貸付に關すること。

二十六 道路の交通量の調査その他所管行政の実施のため必要な調査に關すること。

二十七 所管行政に關する監察事務に關すること。

二十八 公共団体等の委託に基づき、建設工事、建設工事の設計及び建設工事の工事管理並びに建設工用機械の修理及び運転を行なうこと。

二十九 前号に掲げるもののほか、委託に基づき、建設省の所管に係る建設工事の施行に伴い必要を生

じた工事及び建設省の所管又は助成に係る建設工事の施行と工事施行上密接な関連のある建設工事を行なうこと。

三十 委託に基づき、他の事務に支障のない範囲内で、建設省の行なう營繕工事に使用する建築資材について特別な試験を行なうこと。

第十三条第二項を次のように改める。

2 北陸地方建設局及び四国地方建設局においては、前条の規定にかかわらず、同条第二十一号、第二十二号及び第三十号に掲げる事務並びに同条第二十八号及び第二十九号に掲げる事務のうち營繕工事に係る事務は、分掌しないものとする。

第十三条第三項中「第一号の三及び第二号の三に掲げる事務並びに同条第二号及び第二号の二に掲げる事務」を「第二十一号、第二十二号及び第三十号に掲げる事務並びに同条第二十九号に掲げる事務」に改め、同条第四項中「工事を」を「工事、維持その他の管理を」に改める。

第十四条第一項中「五部及び一室」を「六部」に、「河川部」を「計画管理部」に改め、「企画室」を削る。

附則 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。ただし、第十二条、第十三条第二項及び第三項並びに第十四条第一項の改正規定は、同年七月一日から施行する。

理由 地域の特性に応じた総合的な建設行政の実施を促進し、かつ、建設省の所

管行政の合理的運営を図るため、地方建設局の分掌事務の範囲を拡大するとともに、建設研修所を建設大学校に改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律

(防衛庁設置法の一部改正)

第一条 防衛庁設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「二十七万三千五百七十八人」を「二十七万五千三百九十三人」に、「二十七万九千九百九十一人」を「二十七万二千六百人」に改め、同条第二項中「三万三千二百九十一人」を「三万四千五百十人」に、「三万九千五百七十七人」を「三万九千五百五十三人」に、「二十四万三千九百三十三人」を「二十四万五千八百八十一人」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

第二条 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第三十三條中「自衛官」の下に、「予備自衛官」を加える。

第六十六條第二項中「一万九千人」を「二万人」に改める。

第六十九條の次に次の一条を加える。

(予備自衛官の呼称及び制服の着用) 第六十九條の二 予備自衛官は、その指定に係る自衛官の階級名に予備の文字を冠した呼称を用いることができる。

2 予備自衛官は、第七十一條に規定する訓練招集命令を受けて訓練に従事する場合には、長官の定めるところに従い、制服を着用しなければならない。

3 前項に規定するもののほか、予備自衛官は、次の各号の一に該当する場合には、長官の定めるところにより、制服を着用することができる。

一 自衛隊の行なう儀式その他公の儀式に参加する場合

二 自衛隊の行なう行事その他長官が定める行事に参加する場合

別表第一中「守山市」を「名古屋市」に改める。

別表第三中「宇都宮市」を「浜松市」に改める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条中自衛隊別表第三の改正規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(定員に關する経過規定)

2 この法律による改正後の防衛庁設置法第七條第一項に規定する職員の数及び防衛施設庁の定員は、同条の施行の日から昭和三十九年三月三十一日までの間はそれぞれ二十七万五千五百三十三人及び三千五百二十七人とし、昭和三十九年四月一日から昭和四十年三月三十一日までの間はそれぞれ二十七万五千四百六十三人及び三千四百五十七人とする。

(防衛庁設置法の一部を改正する法律の一部改正)

3 防衛庁設置法等の一部を改正する法律

法律(昭和三十七年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

附則第五項を削り、附則第六項を附則第五項とし、附則第七項を附則第六項とし、附則第八項中「第六項」を「第五項」に改め、同項を附則第七項とし、附則第九項から附則第二十九項までを一項ずつ繰り上げる。

理由

防衛庁の任務遂行の円滑を図るため防衛庁の職員の数及びその構成を改め、自衛隊の任務遂行の円滑を図るため予備自衛官の員数を改め、その呼称及び制服の着用に關する規定を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

総理府設置法等の一部を改正する法律

法律

(総理府設置法の一部改正)

第一条 総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十五條第一項の表中農地被買収者問題調査会の項を削り、同表宇宙開発審議会の項中「調査審議する」を「調査審議し、並びにこれらの事項に關して内閣総理大臣に意見を述べ」に改める。

第十九條第三項を同条第四項とし、同条第二項に後段として次のように加え、同項を同条第三項とする。

この場合においては、前項の規定は、適用されないものとする。

第十九條第一項の次に次の一項を

加える。

2 総務長官の任免は、天皇が認証する。

第二十三条中「四千二十九人」を「三千八百三十六人」に改める。

附則第五項を次のように改める。

5 第二十三条中「三千八百三十六人」とあるのは、昭和三十九年三月三十一日までの間は、「三千九百六十一人」とする。

(宮内庁法の一部改正)

第二条 宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第一条の二中「管理部」を「管理部」に改める。

居造管部」に改める。

第一条の八中「事務」の下に「(臨時皇居造管部の所掌に属するものを除く。)」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第一条の九 臨時皇居造管部においては、皇居の造管に関する事務をつかさどる。

第十一条の表中「一、一八一人」を「一、一九一人」に、「一、二〇三人」を「一、二一人」に改める。

(内閣法の一部改正)

第三条 内閣法(昭和二十二年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第十三条第三項を同条第四項とし、同条第二項に後段として次のように加え、同項を同条第三項とする。

この場合においては、前項の規定は、適用されないものとする。

加える。

2 内閣官房長官の任免は、天皇がこれを認証する。

(内閣法制局設置法の一部改正)

第四条 内閣法制局設置法(昭和二十七年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第六条中「六十九人」を「七十二人」に改める。

附則

この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。ただし、第四条の規定は、昭和三十九年一月一日から施行する。

理由

宇宙開発審議会の目的に内閣総理大臣に対して意見を述べることが加え、総理府総務長官及び内閣官房長官の任免は天皇が認証することとし、宮内庁に臨時皇居造管部を設置し、並びに総理府、宮内庁及び内閣法制局の定員を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

恩給法等の一部を改正する法律案

恩給法の一部を改正する法律

(恩給法の一部改正)

第一条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第六十五条第五項を削る。

(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十四条第三号中「百五十分の四・五」を「百五十分の三・五」に、

「百五十分の二・二」を「百五十分の二・五」に改める。

附則第十八条第二項中「百五十分の四・五」を「百五十分の三・五」に、「百五十分の三・五」を「百五十分の二・五」に改める。

附則第二十二條第三項中「第六十五條第二項から第六項まで」を「第六十五條第二項から第五項まで」に改める。

附則第二十三條第六項中「と読み替えるもの」とし、同条第三号の規定により百五十分の五十から所要最短期間不足する一年ごとに減ずる率は、警察監獄職員にあっては百五十分の三・五、その他の一般公務員にあっては百五十分の二・五とし、同号ただし書の率は、百五十分の二・五とする」と、「百五十分の三・五」とあるのは「百五十分の二・五(警察監獄職員にあっては、百五十分の三・五)」と読み替えるものとする」に改める。

附則第三十一條中「百五十分の四・五」を「百五十分の三・五」に、「百五十分の三・五」を「百五十分の二・五」に改める。

附則第三十五條の二第一項中「第二十三條第一号」を「第二十三條第一項第一号」に改める。

附則第四十三條を附則第四十四條とし、附則第四十二條の次に次の一条を加える。

(外国特殊法人職員期間のある者についての特例)

第四十三條 前条の規定は、日本政府又は外国政府と特殊の関係があった法人で外国において日本専売公社、日本国有鉄道又は日本電信電話公社

の事業と同種の事業を行っていたもので政令で定めるものの職員(公務員に相当する職員として政令で定めるものに限る。以下「外国特殊法人職員」という。)として在職したことのある公務員について準用する。

の事業と同種の事業を行っていたもので政令で定めるものの職員(公務員に相当する職員として政令で定めるものに限る。以下「外国特殊法人職員」という。)として在職したことのある公務員について準用する。

この場合において、同条中「外国政府職員」とあるのは「外国特殊法人職員」と、同条第四項において準用する附則第四十一條第二項中「もの」のうち昭和三十六年九月三十日以前に退職し、若しくは死亡した者又はその遺族は、同年十月一日から」とあるものは「もの又はその遺族は、昭和三十八年十月一日から」と、前条第四項において準用する附則第四十一條第四項中「昭和三十六年十月」とあるのは「昭和三十八年十月」と読み替えるものとする。

(昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律の一部改正)

第三条 昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律(昭和三十一年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第三条中「前二條を」を「第一條に」、「第一條」を「同條」に改める。

(旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正)

第四条 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律(昭和三十一年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「一年」を「二年」に、「三年」を「六年」に、「第二十三

條」を「第二十三條第一項」に、「同條第一号」を「同項第一号」に改め、同條第三項中「第二十三條第一号」を「第二十二條第一項第一号」に、「同條」を「同項」に改める。

條」を「第二十三條第一項」に、「同條第一号」を「同項第一号」に改め、同條第三項中「第二十三條第一号」を「第二十二條第一項第一号」に、「同條」を「同項」に改める。

附則第四條中「第二十三條第二号」を「第二十二條第一項第二号」に、「同條」を「同項」に改める。

(恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)

第五条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

附則第七條を次のように改める。

附則第十三條第三項中「及び附則第七條」を削る。

附則第十六條中「から第八條まで」を、「附則第八條」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十八年十月一日から施行する。

(増加恩給の加給年額の改定等)

第二条 昭和三十八年九月三十日において現に改正前の恩給法第六十五条第五項本文に規定する金額の加給をされた増加恩給を受けている者については、同年十月以降、同条第二項から第五項までの規定による加給の年額を改正後の同条第二項から第四項までの規定による年額に改定する。

2 昭和三十八年九月三十日以前に給与事由の生じた増加恩給の同月分までの加給の年額の計算については、改正後の恩給法第六十五条の規定に

かかわらず、改正前の同条の規定の例による。

（普通恩給及び扶助料の年額の改定等）

第三条 昭和三十八年九月三十日において現に改正前の恩給法の一部を改正する法律（昭和三十八年法律第百五十五号。以下「法律第百五十五号」といふ。）附則第十四条第三号（同法附則第十八条第二項又は附則第三十一条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により計算して得た年額の普通恩給又は扶助料を受けている者については、昭和三十八年十月分以降、その年額を改正後の同法附則第十四条第三号の規定により計算して得た年額に改定する。

2 昭和三十八年九月三十日以前に給与事由の生じた普通恩給又は扶助料の同月分までの年額の計算については、改正後の法律第百五十五号附則第十四条第三号の規定にかかわらず、改正前の同条同号の規定の例による。

第四条 昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律により年額を改定された普通恩給又は扶助料の改定年額と従前の年額との差額の停止については、昭和三十八年九月分までは、改正前の同法第二条又は第三条の規定の例による。

2 前項の規定は、第五条の規定による恩給法等の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第百二十四号）の改正に伴う経過措置について準用する。

（改正後の旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の規定に

基づく扶助料又は遺族年金の給与）

（扶助料の改定）

第六条 恩給法第七十五条第一項第一号に規定する場合の扶助料を受ける者で、改正後の法律第百七十七号第三号の規定に基づく扶助料を受けることとなるものについては、昭和三十八年十月分以降、その扶助料を同条第二項の規定により計算して得た年額の扶助料に改定する。

第七条 附則第二項第一項又は附則第三号第一項の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行なう。

（戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の一部改正）

第八号 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二十二項中「第四十三号」を「第四十四号」に改める。

第九号 附則第五条に規定する扶助料又は遺族年金を受ける権利を取得した者のうち、昭和三十八年三月三十一日以前に死亡した者の妻（遺族年金を受ける権利を取得した者については、婚姻の届出をしないが、死亡した者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）であったこと

によりその権利を取得した者は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第百七十七号）の適用については、同法第二条に規定する戦没者等の妻とみなす。

理由

昭和三十三年法律第百二十四号附則の規定等による恩給の増額改定の場合における年齢制限、加算年を算入して初めて普通恩給年限に達する者の恩給減算率及び特例扶助料の支給要件を緩和するとともに、増加恩給受給者の退職後出生した子女の加給額を引き上げ、あわせて外国特殊法人職員の在職期間を通算する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○永山委員長 政府より提案理由の説明を求めます。中垣法務大臣。

○中垣法務大臣 法務省設置法等の一部を改正する法律案について、その趣旨を説明いたします。

この法律案は、第一に、法務省の職員を定めるための法務省設置法に所要の改正を行ない、第二に、昭和三十七年法律第五十四号法務省設置法の一部を改正する法律中法務省設置法別表十の改正規定の施行期日に関する規定に所要の改正を行なうとするものであり、以下簡単にその要点を申し上げます。

第一点は、法務省設置法の一部改正についてでありまして、その第一は、法務省における定員規模の適正化をはかるため、法務省の職員の定員を改めようとする点であります。法務省にお

きましては、法務省設置法第十三条の十七において、その職員の定員が定められておるのでありますが、今回の改正は、これを、法務本省については三百九人、うち検察庁については六十五人、公安調査庁については一人、計三百十人増加しようとするものでありまして、右の人員は、すべて法務省における業務の運営の適正化をはかるための新規増員であります。なお、これらの新規増員は、法務局及び地方法務局における登記事務の増加に対処し、並びに検察庁における麻薬検査を充実強化し、及び検察庁における交通関係事件の増加に対処するため等、真に必要やむを得ないものであります。

その第二は、出入国管理行政を有効適切ならしめるため、和歌山県海草郡下津町、松山市、倉敷市及び鹿兒島県大島郡和泊町に、それぞれ出入国管理事務所の出張所を置くこととする点であります。下津港、松山港、水島港及び和泊港における出入国者の数が逐次増加して参りましたので、これらの港における出入国管理業務を一層適切に行なう必要上、新たに右の二市二町にそれぞれ出入国管理事務所の出張所を置くこととするものであります。

その第三は、法務省設置法の別表の整理でありまして、市町村の廃置分合等に伴い、法務局及び地方法務局の名称、位置及び管轄区域を定めている同法の別表三等について整理の必要が生じたので、所要の整理を行なうとするものであります。

第二点は、法務省設置法の一部を改正する法律の一部改正についてであり、右の法律におきましては、川崎入国者収容所の位置を横浜市に改める

とともに、その名称を横浜入国者収容所に改めることとされているのでありますが、この改正規定は、右の法律の附則によりまして、その公布の日である昭和三十三年三月三十一日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行されることとなつております。政府におけることとは、右の法律の趣旨に従い、昭和三十三年三月三十日までには横浜市に入国者収容所を開設するため、鋭意努力を続けてきたのでありますが、同日までに開設することができない状況となりまして、右の改正規定を右の法律の公布の日から起算して二年をこえない範囲内において政令で定める日から施行することとしようとするものであります。

以上が法務省設置法等の一部を改正する法律案の趣旨であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さいませようお願いいたします。

○永山委員長 綾部運輸大臣。

○綾部運輸大臣 ただいま議題となりました運輸省設置法の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

今回の改正の第一点は、大臣官房に統計調査部を新設することであり、現在、運輸省においては、指定統計を初めとして各種の輸送統計は各局に分掌されておりますが、運輸に関する統計事務の強化と効率化のためには、統計調査機構を整備してこれらの事務を集約し、統一的な企画、集計、解析を行なうことが必要であると考えられますので、統計調査部を新設しようとするものであります。

改正の第二点は、最近における都市交通問題の重要性にかんがみ、運輸に關する基本的施策の一環としてこれが施策を樹立実施する必要があるとので、現在鉄道監督局が所掌している都市交通に關する基本的な計画に關する事務を大臣官房に移すことである。

改正の第三点は、運輸技術研究所を改組し船舶技術研究所とすることである。

運輸技術研究所は、昭和二十五年に発足したものでありますが、ここ十数年の実績にかんがみ、研究投資の効率化をはかるため、これを改組して船舶に關する研究に主力を注ぐことが適当と考えられますので、その名称も船舶技術研究所に変更することにいたしました。

改正の第四点は、船員教育審議会を改組し海技審議会とすることである。

最近における技術革新の趨勢に伴う船舶の自動化と船舶運航技術の革新に即応して、船内就労体制、船舶職員制度等の海技制度全般につき慎重に検討する必要がありますので、船員教育審議会を海技審議会に改組し、従前から船員教育問題とあわせてこれらの問題についても審議することとしたのであります。

改正の第五点は、臨時鉄道法制調査会を新設することである。

鉄道に關する基本法規は、明治・大正年間に制定され、その後時代の變遷に伴い、現状に即さない点多くなつておりますので、根本的な再検討が必要と考えられます。しかしながら、この問題については、広く關係方面の意見

を聞き審査することが適当と考えられますので、二年の期間を限り、臨時に鉄道に關する法制に關する重要事項を調査審議するため、調査会を設置することとしたのであります。

改正の第六点は、捕獲審査再審査委員会の廃止に伴う關係規定の整備を行なうことである。

捕獲審査再審査委員会は、日本國との平和条約第十七条(a)項に規定する義務を履行するため、昭和二十七年に運輸省の外局として設置されたものであります。再審査事務が昭和三十七年度をもちまして一応終了する見通しとなりまして、同委員会の廃止に伴う關係規定の整備をすることいたしました。

このほか、伊勢灣港灣建設部の業務量の増加に伴い、次長を一人から二人に増加し、また、事務の円滑な処理をはかるため、運輸省の常勤の職員を定員を昭和三十八年度において三万二千二百九十七人に改めることとしたしました。

以上がこの法律案を提案する理由であります。何とぞ慎重審議の上、すみやかに御賛成いただきますようお願い申し上げます。

○永山委員長 福田通産大臣。

○福田通産大臣 通商産業省設置法及び中小企業庁設置法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨及び提案の理由を御説明申し上げます。

通商産業省におきましては、かねてから経済情勢の推移に対応した行政機構を整えるべく検討を進めて参りましたが、このたび成案を得るに至りましたので、ここに本改正法案を提案する次第であります。

改正の第一の要点は、昨年十一月二十九日に閣議決定をいたしました石炭対策大綱に従いまして、本省の付屬機關として臨時石炭対策本部及び石炭対策連絡協議会を新設することである。

御承知の通り、石炭鉱山の終閉山に伴つて生ずる雇用対策、産炭地域振興対策、鉱害復旧対策その他の石炭対策につきましても、政府といたしましては、これまで極力意を用いてきたところであり、従来石炭産業の合理化の進展によつて、従来石炭産地に大幅に依存してきた九州地方の産炭地域におきましても、これらの解決を要すべき諸問題が集中的に生起してきております。

このような事態に対処し、現地の実情に即した処理方針を迅速かつ適確に策定し、その実施を計画的かつ円滑に推進するため、福岡市に臨時石炭対策本部を新設するとともに、關係機關からなる石炭対策連絡協議会を置くこととしたのであります。

第二は、札幌及び福岡の鉱山保安監督局の通商産業局への付置を廃止するとともに、所要の地に鉱山保安監督署を置くことができるものとすることであり、

鉱山保安の確保につきましては、数年来鉱務監督官の増員による巡回監督の強化、石炭鉱山保安臨時措置法の制定等の対策を講ずる一方、多数の石炭鉱山が集中しております札幌及び福岡の両鉱山保安監督部を局に昇格せしめて、鉱山保安監督の十全を期してきていたものであります。今この趣旨をさらに徹底せしめ、両監督局の通商産業局への付置を廃止するとともに、北海道及び九州の炭鉱密集地区に派遣して

おります現地監督班を鉱山保安監督署として法制化し、責任体制の明確化をはかることとしたのであります。

第三は、中小企業庁の機構の改革であります。

経済成長に伴い、企業間格差の是正をはかることが今後の経済政策の最も重要な課題となっておりますことは申すまでもありませんが、特に貿易自由化の本格化に対処して、中小企業の近代化を促進し、生産性の向上をはかることの緊要性は、一そう高まつてきております。このような情勢に対処して、今国会に中小企業基本法及び関連諸法案を提案し、御審議をお願いいたしますこととしておりますが、これらの諸法案の実施に即応する円滑かつ効率的な行政運営体制を整備するため、中小企業庁に次長一人を置いて長官を補佐せしめるとともに、庁内内部局間の所掌事務の合理的な再配分を行ない、これに応じた機構の充実整備をはかることとしたのであります。

このほか、石炭対策の強化拡充、中小企業行政の推進、特許審査審判事務の促進等のため通商産業省の定員を九十六名増員し、本省内部部局の所掌事務につきましても所要の整備を行なうとともに、化学工業生産技術審議会を軽工業生産技術審議会に改組する等の改正を加えたいと存じます。

以上がこの法律案の提案の理由及びその概要でございますが、今回の機構の改革に際しましては、行政事務の効率化に十分配慮し、定員の増加は最小限度にとどめた次第であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同下さいませようお願いいたします。

○永山委員長 志賀防衛庁長官。

○志賀防衛庁長官 今提出いたしました

た防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案の提案の理由及び内容の概要について御説明申し上げます。

まず最初に、防衛庁設置法の一部改正について申し上げますと、前年度に引き続き第二次防衛力整備計画のつとり防衛力の内容充実に努めることとし、昭和三十八年度定員として防衛庁の職員を千七百五十五人増加しようとするものであります。その千七百五十五人のうち、千二百五十八人は自衛官であり、残りの四百九十七人が自衛官以外の職員であります。自衛官の増加は、そのほとんどが海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官でありまして、海上自衛隊における増員は七百五十九人で艦艇の増強及び航空部隊の整備等のために充てるものであり、航空自衛隊の増員は四百九十六人で飛行隊の新編及び既設部隊の整備等のために充てられるものであります。

次に、自衛隊法の一部改正について御説明いたします。

第一に、自衛隊の予備勢力確保のため予備自衛官二千人の増員を行なうとともに、予備自衛官に予備自衛官としての矜持と自覚を保持させるため、予備自衛官の呼称及び制服の着用等についての規定を整備することとしております。

第二に、第十師団司令部の所在地を町村合併に伴い守山市から名古屋市のに変更することとしております。

また、飛行教育集団司令部の所在地をその任務の円滑な遂行をはかるため宇都宮市から浜松市に移転することとしております。

以上、法律案の内容を御説明申し上げますが、何とぞ慎重御審議の上、

すみやかに御賛成下さるようお願いいたします。

○永山委員長 津島農林政務次官。

○津島政府委員 たいだいま議題となりました農林省設置法の一部を改正する法律案の提案理由と改正の内容を御説明申し上げます。

第一は、農林本省の付属機関として、植物ウイルス研究所を新設することであり、

近年わが国におきましては、農作物及び林木のウイルス病による被害は、稲のしま葉枯れ病、バレイシシのモザイク病等年々増加する傾向にあり、その被害額は年間数百億円に達するものと推定されるものであります。このような事態に対処し、農林省におきましては、従来農業技術研究所を初め、各試験研究機関において、ウイルスに関する応用研究を主として行なつて参つたのであります。その防除方法を確立するためには、すみやかに植物に関するウイルスの本体を究明し、その農作物等に及ぼす影響を明らかにする等その基礎研究を強化充実にすることが緊要であると考えられるのであります。この基礎研究は、きわめて高度かつ複雑な方法を必要とすると同時に広範囲にわたる学問分野との連係を保ちながら体系的に推進する必要があり、このような見地から植物に関するウイルス及び植物のウイルス病の基礎的調査研究を行なう機関として、新たに植物ウイルス研究所を設置することとしたのであります。

第二は、農業土木試験場に水産土木に関する試験研究を行なわせることと水産に関する土木事業は、沿岸漁業

の構造改善事業の一環として大規模な漁場の造成改良が行なわれるほか、漁港整備事業の事業量も増大する等、漁業における重要性は今後一層高まるものと考えられるのであります。これら土木事業を効率的に実施いたしますためには、施設の構造、地盤、耐波性等に関する試験研究を促進する必要があります。これに必要な実験施設といたしましては、現に農業土木試験場に設置されております施設の活用をはかることが現段階におきましては最も合理的でありますので、同試験場に水産研究を行なわせることとしたのであります。

第三は、食糧庁の内部部局の所掌事務を整備したことであります。その一は、食糧品及び油脂に関する行政の統一的な推進をはかるため、現在総務部で所掌している農産物等及びてん菜糖並びに大豆及び菜種に関する価格関係事務を、その需給関係事務とあわせて業務第二部において所掌することとするともに、同部において主要食糧の加工企業を含めた飲食料品及び油脂関係企業に関する行政を一体として実施させることとしたのであります。

その二は、業務第二部の事務の増大に伴い、所管物資を統一的に処理することを主眼といたしまして、現在業務第二部で所掌している主要食糧の輸入飼料の買入れ売渡り及び関係事務を業務第一部へ移管し、同部の所掌事務を価格の決定を除く主要食糧の買入れ売渡り及び関係事務及び輸入飼料の買入れ売渡り及び関係事務に整備し、事務執行の能率化をはかったこととあります。

その他、民間の要請に応じて輸出品検査所において輸入品たる農林関係物資の依頼による検査を行なう道を開き、水産庁の付属機関たる日光養魚場を水産研究所に統合し、また、農山漁村建設総合対策特別助成事業の完了に伴いまして農山漁村振興対策中央審議会を廃止する等規定の整備を行ないますとともに、農林省の定員に所要の変更を加えようとするものであります。

○永山委員長 徳安総理府総務長官。

○徳安政府委員 恩給法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び概要を御説明申し上げます。

この法律案による措置の第一点は、恩給扶助料の年額を増額した際の増額分についての年令による制限の一部解除であります。

昭和三十三年法律第百二十四号等により、恩給扶助料の年額を増額いたしました際、老齢者を優先させる精神に基づきまして、傷病者、寡婦及び遺児を除き、年令が六十歳に達するまでは、その増額分を停止する旨の措置を講じて参つたことは、御承知の通りであります。

しかしながら、昨年法律第百十四号により恩給扶助料の年額をさらに増額いたしましたので、年令六十才以上の者とそれ未満の者との間にかんがりの開きを生ずるに至りました。そこで、この際、昨年の増額措置前の増額措置につきましては、この年令による制限を解除しようとするものであります。

その第二点は、増加恩給受給者の退職後出生した子女に対する加給制度は、昭和三十三年法律第百二十四号により創設され、その加給年額は退職当時の子女の場合の半額の二千四百円とされて現在に至っておりますが、その後における諸般の事情を考慮し、これを退職当時の子女加給年額と同額の四千八百円に引き上げようとするものであります。

その第三点は、旧軍人等の遺族に対する特別扶助料等の支給要件の緩和をはかることとあります。旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律によりまして、旧軍人、旧軍軍人が内地等で職務に因連して負傷し、または、疾病にかかり、在職期間内に死亡し、あるいは在職期間経過後、厚生大臣の指定する結核等にあっては三年以内、その他の傷病にあっては一年以内死亡した場合に、その遺族に対し特別扶助料または、その遺族に對し特別扶助料または特例遺族年金が支給されることとされております。しかしながら、この後の経過にかんがみ、この際、この支給要件の三年を六年に一年を二年に延長することにより、特別扶助料または特例遺族年金の支給範囲を広げようとするものであります。

その第四点は、加算年を算入して初めて普通恩給を受ける者の年金額の算定方法の改正であります。實在職年の年数だけでは普通恩給年限に不足し、旧軍人等の加算年を算入して初めて同年限に達した者の恩給年額の算出率は、實在職年だけで同年限に達している場合の算出率から、その

年限に不足する實在職年一年ごとに一定の率を減じて定めることとなつているのであります。この減算率は、昭和二十八年法律第百五十五号により初めて設けられたものであり、昭和三十三年法律第百二十四号により若干強化され現在に至つているのであります。その後の事情の推移にかんがみ、この減算率を当初のものに戻そうとするものであります。

その第五点は、在外特殊機関の職員期間を、外国政府職員期間の場合に準じ恩給公務員期間に通算しようとするものであります。

外国政府職員期間の通算につきましては、昭和三十六年法律第百三十九号により、所要の措置が講ぜられた次第であります。この際、三公社と同種の業務を行なつていた在外特殊機関の職員期間にもこれを拡大し、これらの職員期間を有する恩給公務員で普通恩給年限に達しないまま退職した者に恩給を給する道を開こうとするものであります。

以上述べました措置に基づく恩給につきましては、すべて昭和三十三年十月からその給与を始め、または年額を改定することといたしております。これがこの法律案の提案の理由及び概要であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

次に、総理府設置法等の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び概要を御説明いたします。

この法律案は、第一は、総理府の付属機関のうち、宇宙開発審議会の設置の目的に内閣総理大臣に対し意見を述べることに加え、その他付属機関の規

定を整備するため、総理府設置法に所
要の改正を行なうものであります。第
二は、宮内庁に臨時皇居造営部を設
置するための宮内庁法の改正でありま
す。第三は、内閣官房長官及び総理府
総務長官の地位と職責の重要性にかん
がみ、これらの者をいづゆる認証官と
するため、内閣法及び総理府設置法に
所要の改正を行なうものであります。

第四は、総理府、宮内庁及び内閣法制
局の定員を改正しようとするものであ
りまして、これら関係法律の改正を一
括して総理府設置法等の一部を改正す
る法律案といたしたものであります。

次に、本案の内容であります。第
一条は、総理府設置法の一部改正であ
ります。

総理府の付属機関のうち、宇宙開発
審議会は、内閣総理大臣の諮問に応じ
て宇宙の利用及び宇宙科学技術に関す
る重要事項を調査審議するため、昭和
三十五年に設置されたものであります
が、御承知の通り、宇宙の開発の分野
における最近の進展はまことに目ざま
しいものがありますので、このたび、
同審議会の設置の目的に、必要に応じ
内閣総理大臣に意見を述べることが加
え、もって同審議会の一助の機動的審
議に期待しようとするものでありま
す。なお、農地被買収者問題調査会
は、その設置の根拠である農地被買収
者問題調査会設置法が、昨年六月三十
日をもって期限経過により失効いたし
ましたので、同調査会の項を削除する
ことといたしております。

次に、総理府総務長官は、総理府の
長たる内閣総理大臣を助け、府務を整
理し、所管の事項について政策及び企
面に参画し、政務を処理し、所管の各

部局、機関を監督する任に当たるもの
でありまして、國務大臣をもって充て
ることのできる官職とされております
ので、その地位と職責の重要性にかん
がみ、その任免を天皇が認証する規定
を加えることといたしております。

また、総理府本府の定員四千二十九
人を三千八百三十六人に改めておりま
すが、これは、特別地域連絡局、中央
防災会議事務局等における事務強化等
により九人を増員する一方、統計局に
おける集計業務の減少により、昭和三
十八年度において七十七人、また、昭
和三十九年度において百二十五人の減
員が見込まれますので、差し引き百九
十三人の減員となることによるもので
あります。なお、昭和三十九年三月三
十一日までの間は、この三千八百三十
六人に昭和三十九年度において見込ま
れる減員数百二十五人を加えた三千九
百六十一人を職員定員とするもので
あります。

第二条は、宮内庁法の一部改正であ
ります。

政府は、戦時中空襲で焼失した宮殿
にかわるべき、現代にふさわしい皇居
を造営するため、さきに皇居造営審議
会の答申を受け、諸般の作業を進めて
参ったところでありまして、その後、昭
和三十六年度に両陛下のお住居である
吹上御所が完成いたしました。いよいよ
昭和三十八年度から、宮殿の実施設
計及び工事に着手することとなり、ま
た、皇居付属庭園整備も昭和三十八年
度に最盛期に入る等、皇居造営関係事
務の増大は必至でありますので、その
事務の円滑な処理のため、新たに臨時
皇居造営部を設置することとし、これ
に伴って職員十一人を増置することと

いたしております。

第三条は、内閣法の一部改正であり
ます。

内閣官房長官は、内閣官房にあつ
て、閣議事項を整理し、閣議にかかる
重要事項についての総合調整を行なう
等の任に当たるとして、國務大臣をも
つて充てることができるとして、内閣
官房の職務の統轄者たるその地位と職
責の重要性にかんがみ、その任免を天
皇が認証する規定を加えることといた
しております。

第四条は、内閣法制局設置法の一部
改正であります。

内閣法制局においては、きわめて大
量にのぼる法律案、政令案及び条約案
の審査、立案の事務の円滑な処理のた
め、並びに内外法制及びその運用に関
する調査研究の事務の増加に対処す
るために、職員三人を増置することと
いたしております。

以上がこの法律案の理由及び概要で
あります。何とぞ慎重御審議の上、す
みやかに御賛同あらんことをお願い
いたします。

○永山委員長 原田大蔵政務次官。
○原田政府委員 ただいま議題となり
ました大蔵省設置法の一部を改正する
法律案につきまして、その提案の理由
と内容の概略を御説明申し上げます。

この法律案は、大蔵省の付属機関と
して関税中央分析所を設けること、定
員の規定を改正すること、金融機関資
金の審議会を引き続き存続させること等
とするものであります。

かんがみまして、輸出入貨物に関し、
高度の専門技術を要する分析、研究等
を行なわせるため、大蔵省の付属機関
を設置いたしまして、これらの業務の
一そう効率的な運営を期せようとする
ものであります。

次に、第二点の定員の規定の改正
は、さきに申し述べました関税中央分
析所の設置に伴い必要とされる六名
と、空港、港湾等における施設の拡充
等とも関連し、税関業務の増加に対
応いたしまして、税関職員百二十二
人の増員等をはかるものであります。

なお、第三点として、本年三月三十
一日で設置期限の到来する金融機関資
金審議会を引き続き存続させることと
いたしますとともに、その他若干の規
定の整備を行なうことといたして
おります。

以上がこの法律案を提出いたしました
理由及びその概要であります。何と
ぞ御審議の上、すみやかに御賛成下
さるよう御願ひ申し上げます。

次に、建設研究所を建設大学校に改
めることといたしてあります。

建設研究所は、昭和三十三年に建設
省の付属機関として設置されて以来、
建設関係職員の養成、訓練に努めて
きたのであります。このたびこれを建
設大学校に改称するとともに、組織、
施設、教育内容等を充実し、国、地方
公共団体等を通じて建設関係職員等
の人づくりを一段と積極的に推進して
参りたいと考えております。

以上がこの法律案の提案理由及びそ
の要旨であります。何とぞ慎重御審
議の上、すみやかに御可決あらんこ
とをお願いいたします。

○永山委員長 これにて各法案の提案

定及び地位協定により、在日合衆国軍隊に対する施設区域の提供に伴って生ずる経費及び駐留軍の行為に基づき生じた損失の補償等に要する経費であります。

要求額は七十八億二千九百六十九万六千円でありまして、これを昭和三十一年度の六十億七千三百八万六千円と比較いたしますと、十七億五千六百六十一万円の増額となっております。

増額したものは、提供施設借料一億五千六百一十円、不動産購入費二億四百九十二万五千円、施設提供等関連事業費補助一億五千八百七十四千円、特別損失防止対策事業費補助三億二千四百五十一万二千円、教育施設等騒音防止対策事業費補助六億八千万円、道路改修等事業費補助一億八千七百八十八万三千円、施設提供等関連補償費九千二百六十二万一千円、その他一千六百六十一万七千円、計十八億一千四百七十七万二千円の増額となっております。

減額したものは、施設提供等管理費の五千七百五十六万二千円でありまして、差引十七億五千六百六十一万円の増額となっております。

(項) 調達労務管理事務費
この項により支出するものは、駐留米軍及び歳出外資金諸機関の使用する労務者の労務管理を処理するため必要な経費であります。
この要求額は七億八千九百七十三万三千円でありまして、これを昭和三十一年度の七億四百二十二万九千円と比較いたしますと、八千五百六十万四千円の増額となっております。このおもなるものは、人件費の引き上げに伴う五千二百九十七万六千円、労務者宿舍施設整備費二千三百六十二万二千円、労務者

職業訓練委託費二百六十九万二千円、その他六百八十七万四千円であります。

(項) 国際連合軍等関係補償費

この項より支出するものは、国連軍協定を実施するため及び旧連合軍に提供した土地等の返還にかかる各種補償並びに占領期間中の人身被害者に対する事故給付金に要する経費でありまして、この要求額は二億九千三百四十四万一千円であり、昭和三十一年度の三億四千三百九十二万八千円と比較しますと、五千四百八十七万七千円の減額となっております。

増額したものは、返還財産等見舞金八百万円、その他四百八十八万六千円、計一千二百八十八万六千円となっております。

減額したものは、事故給付金五千五百五十一万四千円、その他七百七十五万九千円、計六千二百六十七万三千円でありまして、差引五千四百八十八万七千円の減額となっております。

以上が(組織)防衛施設庁として計上いたしております経費の概要であります。
○永山委員長 次会は公報をもってお知らせすることといたし、本日はこれにて散会いたします。
午前十一時三十七分散会